

土木設計業務等変更ガイドライン

平成29年4月
山梨県県土整備部

※契約毎に契約書、共通仕様書の対象条番号等が異なる場合があります。

	ページ番号
1. ガイドライン策定の目的 2
2. 業務実施における留意事項 3
(1) 発注者・受注者共通の留意事項	
(2) 発注者の留意事項	
(3) 受注者の留意事項	
3. 設計・契約変更の基本事項 4
(1) 設計変更と契約変更	
(2) 設計図書の変更・指示にあたっての留意事項	
(3) 設計・契約変更の取扱い	
(4) 設計・契約変更の対象となる項目	
4. 契約変更の手続き 5
(1) 設計図書に誤りがある場合	
(2) 設計図書の表示が明確でない場合	
(3) 設計図書と現場(条件)が相違する場合	
(4) 業務を中止する場合	
(5) 履行期間を変更する場合	
(6) 「設計図書の点検」の範囲を超える場合	
5. 土木設計業務等の変更の手続フロー 11

1. ガイドライン策定の目的

建設工事に係る調査・設計業務は、多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元住民や関係機関との協議等のプロセスを経て作成しなければなりません。しかし、業務の過程において予見できない事態が発生した場合は、業務内容の変更や業務の一時中止などが避けられない場合もあります。

設計変更において、より良い社会資本の整備のために、受発注者が、それぞれの役割分担を適切に行い、設計変更内容について両者が合意した上で、契約を締結することが不可欠です。

本ガイドラインは、平成26年度に施行された公共工事に係る改正品確法の趣旨を踏まえ、成果物の品質の確保と中長期的な担い手の確保を目的とし、設計・契約変更等の手続きを適正かつ円滑に進めるために策定したものです。

2. 業務実施における留意事項

(1) 発注者・受注者共通の留意事項

- ① 合同現地踏査や初回打合せの段階で業務の履行に必要な関係機関協議などの前提条件や設計条件等について、あらかじめ両者で確認することが重要です。当初発注時の前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行いません。
- ② 業務工程の確認とともに速やかで適切な協議及び回答に努めることが重要です。

(2) 発注者の留意事項

- ① 適正な履行期間を確保するため、年度当初からの発注に心がけ、発注時期等の平準化を図るとともに、年度末が工期となる業務の集中を避ける必要があります。また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)手続きの活用を積極的に検討して下さい。
- ② 発注時の前提条件については、仕様書または条件明示チェックシート^{注)}等の活用により適切に明示する必要があります。
- ③ 当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続きの遅延、関連する他の業務の遅延等が発生した場合は、その前提条件を明示して設計図書の変更を適正に行なう必要があります。

注)：条件明示チェックシートは、新規予備設計段階で作成経費を計上し、作成後、詳細設計段階で設計条件・関係機関協議の進捗状況等を明確に示すためのものであり、その活用について、国土交通省が推奨している。

(3) 受注者の留意事項

- ① 指名通知又は入札公告等があった時点で設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要です。
- ② 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要です。

3. 設計・契約変更の基本事項

(1) 設計変更と契約変更

- ① 設計変更とは、業務の履行にあたり設計図書の内容を変更することを言う。
- ② 契約変更とは、設計図書の変更、委託料の額の変更または履行期間の変更をいう。

(2) 設計図書の変更にあたっての留意事項

- ① 当初契約の考え方、設計条件等を再確認のうえ、変更協議を行ないます。
- ② 当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行ないます。

(3) 設計・契約変更の対象になるケース

次のような事例で、所定の手続きを経た場合は、設計・契約変更の対象となります。

- ① 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- ③ 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- ④ 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合
- ⑤ その他、受注者が通常行なうべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を受注者が実施する場合

(4) 設計・契約変更の対象にならないケース

次のような場合は、設計・契約変更による対応はできません。

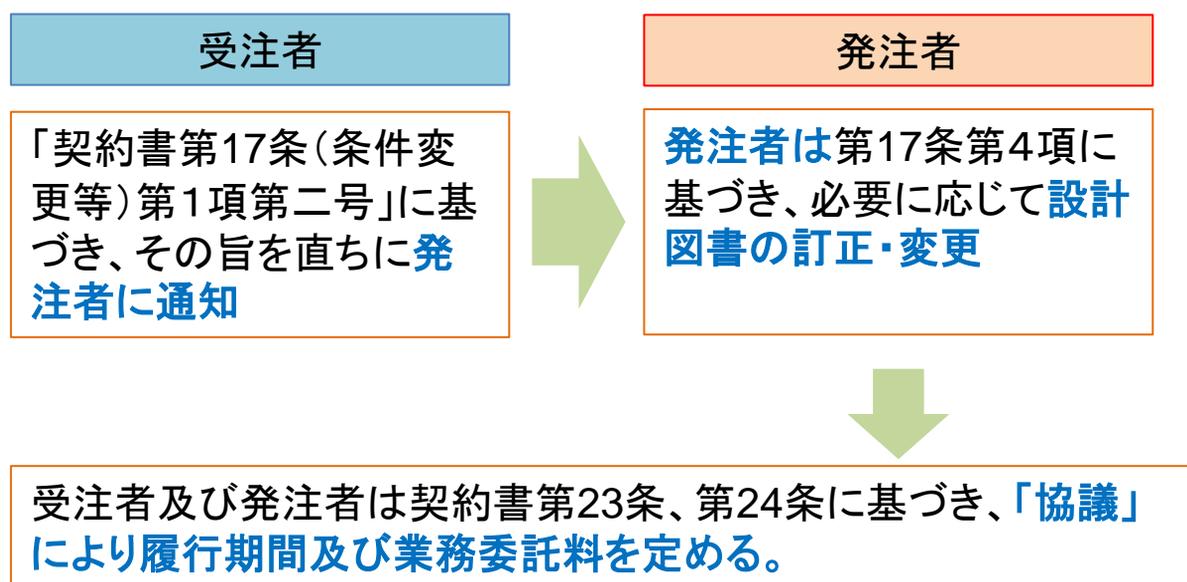
- ① 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と協議を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- ③ 土木設計業務等委託契約書・共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

4. 契約変更する場合の手続き

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き(契約書第17条第1項第二号)

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



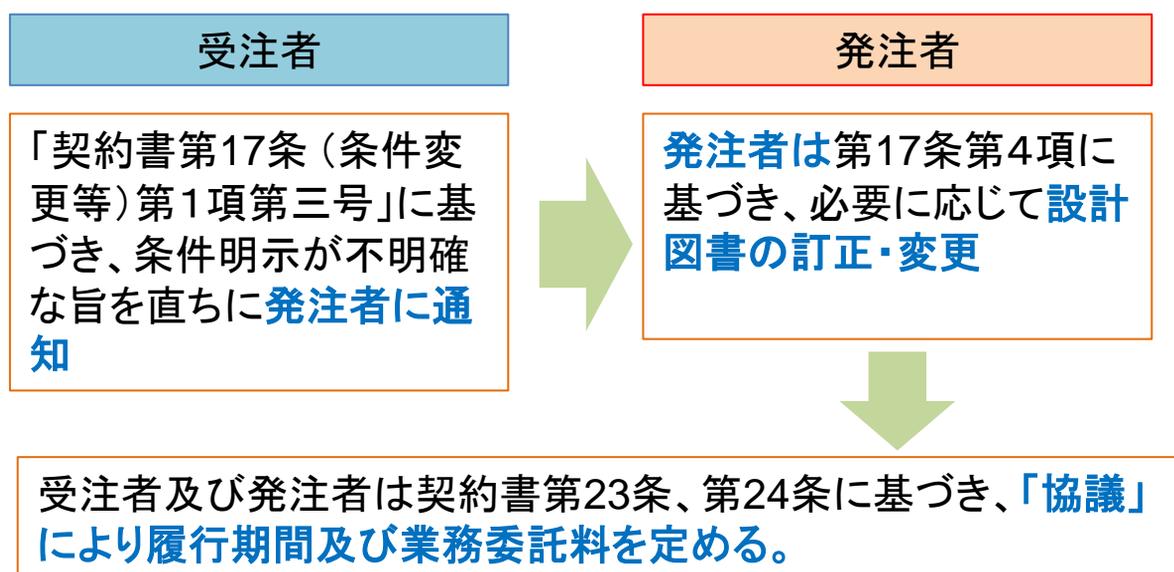
【具体的な事例】

- (1) 貸与された資料を確認したところ、設計図書の数量に誤りがあった。
- (2) 必要な工種の設計内容について、設計図書に明示がなかった。
- (3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第17条第1項第三号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



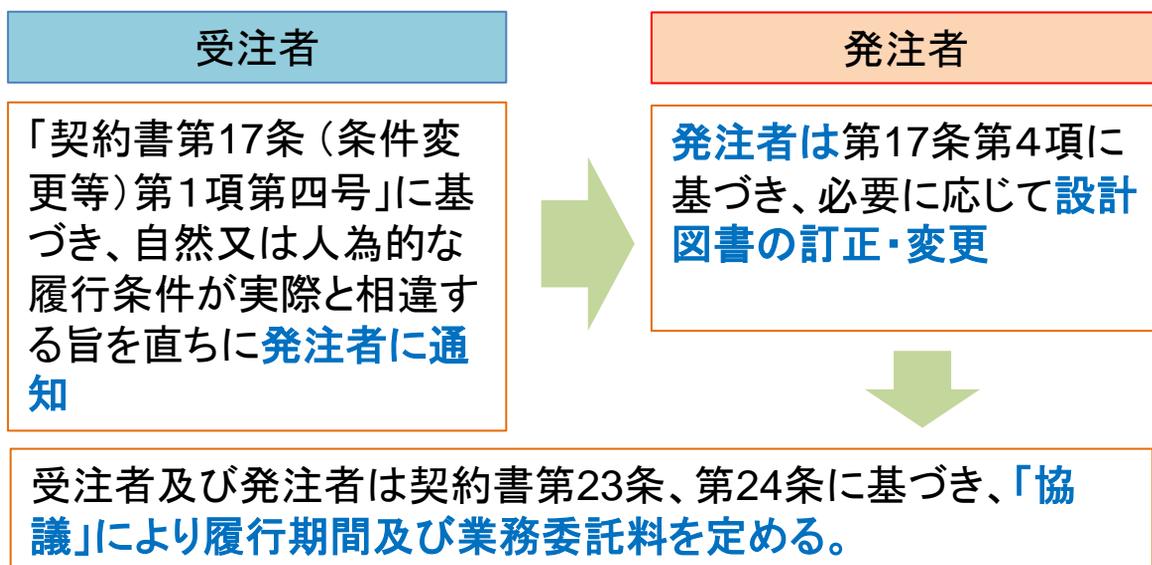
【具体的な事例】

- (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
- (2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- (3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- (4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が 実際と相違する場合の手続き (契約書第17条、第1項第四号)

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



【具体的な事例】

- (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
- (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- (7) その他、新たな制約等が発生した場合

(4) 業務の中止の場合の手続き (契約書第19条、共通仕様書第1124条)

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない

受注者からの発議も可。

「契約書第19条(業務の中止)第1項」により、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

発注者より、**一時中止の指示**(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。
【契約書第23条】 ※必要に応じて変更工程表等を提出

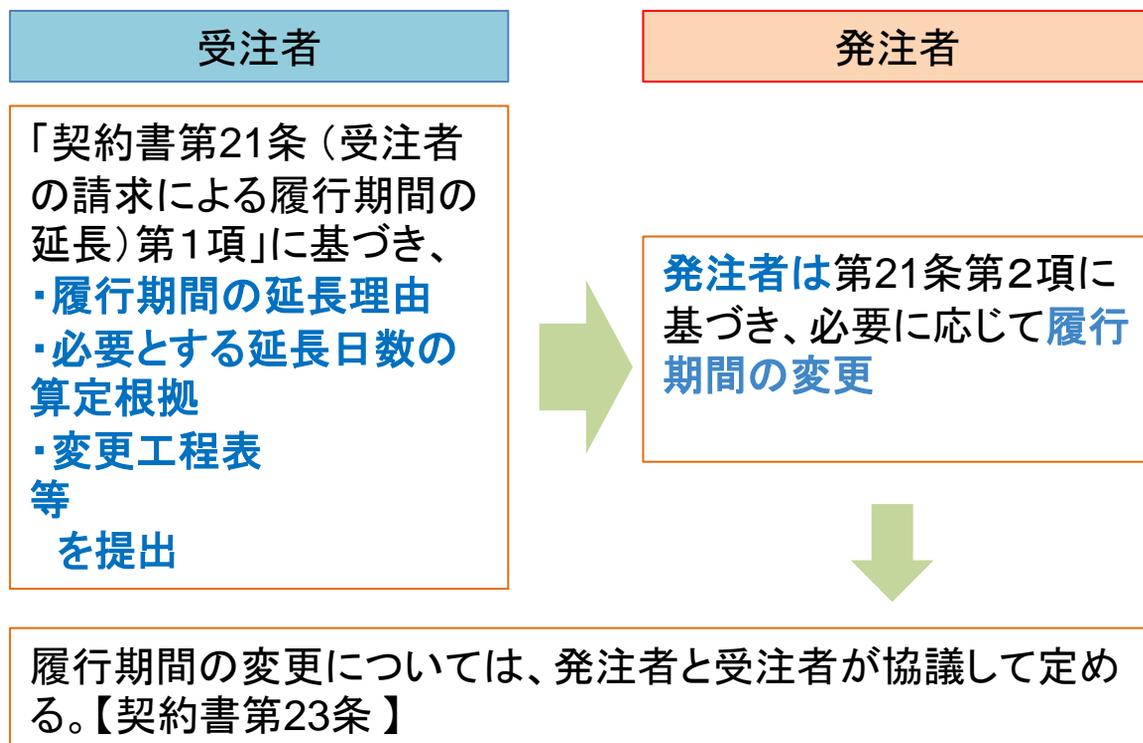
【具体的な事例】

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- (2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- (3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の 手続き(契約書第21条、共通仕様書第1123条)

受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



【具体的な事例】

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- (2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

(6)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの (共通仕様書第1105条)

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受ける必要がある。

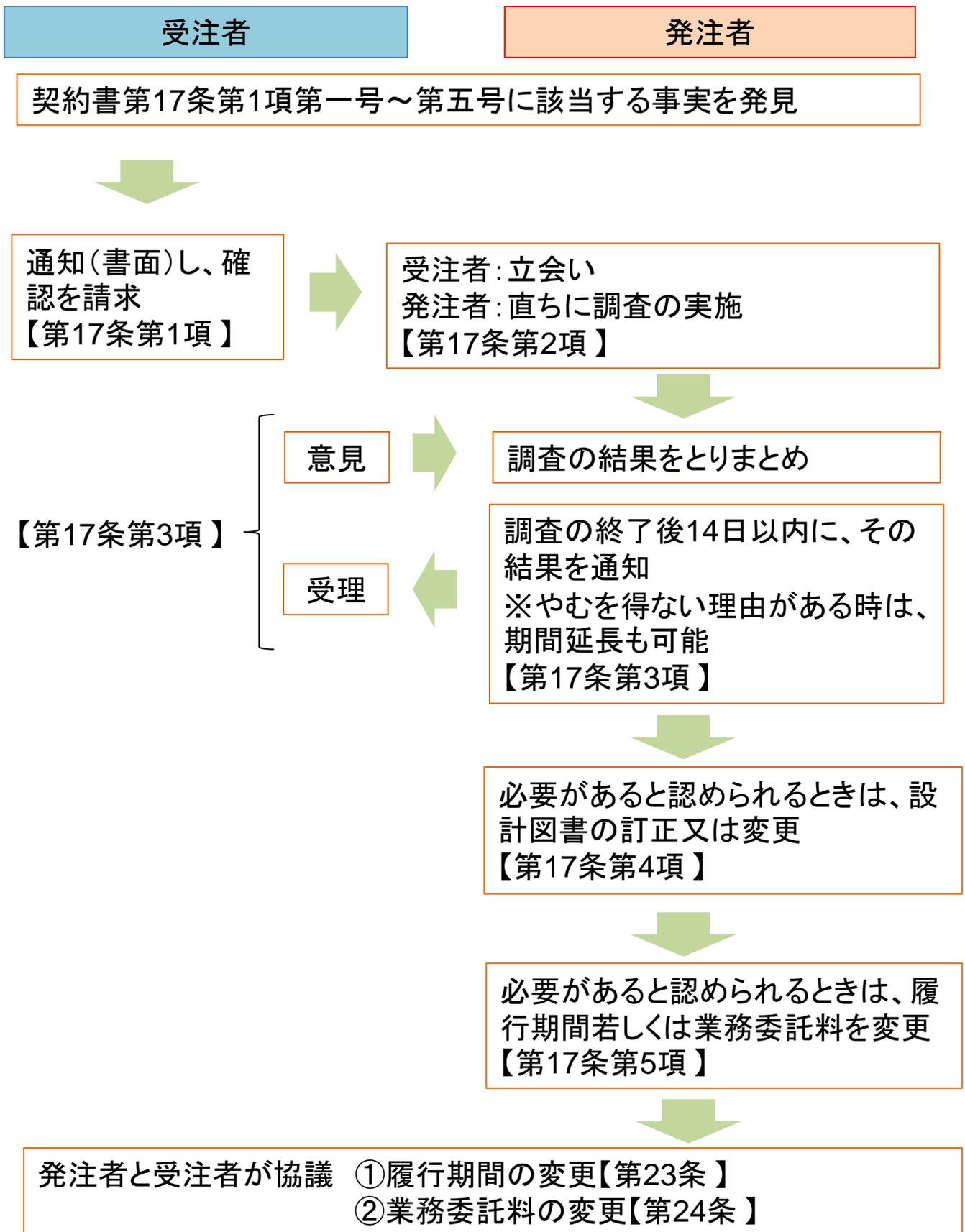
監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給する。

監督員が支給すべき資料等の作成を受注者に依頼する場合は、必要に応じて設計変更を行ない、その経費を計上する必要がある。

【具体的な事例】

- (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- (2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- (3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

5. 土木設計業務等の変更の手続フロー



(参考) 土木設計業務等委託契約約款

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。